

報告第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 建設工事請負変更契約の締結について〔公共八橋地区(32-1工区)工事〕

令和3年9月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について〔公共八橋地区（32-1工区）工事〕

令和 3 年 8 月 1 6 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和2年9月18日付で議決を得た、公共八橋地区(32-1工区)工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」第2条の規定に基づき、次のとおり契約の変更を行ったので報告します。

[第2回変更契約後]

- 1 工 事 名 公共八橋地区(32-1工区)工事
- 2 工 事 場 所 琴浦町大字八橋
- 3 工事完成期限 令和3年9月30日
- 4 請 負 金 額 65,508,300円
- 5 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万362番地
氏名 加登脇建設株式会社 代表取締役 加登脇 孝彦

変更後	変更前
4 請負金額 一金 <u>65,792,100円</u>	4 請負金額 一金 <u>65,508,300円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※283,800円の増額

[増額の主な理由]

現場作業完了による実施数量の確定及び精査による。